

後期高齢者医療保険に加入の皆さんへ 「資格確認書」「資格情報のお知らせ」を送付します

現在交付している資格確認書の有効期限は、令和8年7月31日までとなります。8月1日から使用できる資格確認書・資格情報のお知らせ(以下、資格確認書等)を、7月中旬に郵送します。有効期限が過ぎた資格確認書は、ご自身で確実に処分してください。

▼送付対象者

- ①資格確認書(ピンク色のもの) ↓ 84歳以下でマイナ保険証をお持ちでない方、85歳以上の方全員
- ②資格情報のお知らせ ↓ 84歳以下でマイナ保険証をお持ちの方
- ▼新しい資格確認書等の有効期間
8月1日～令和9年7月31日
- ▼医療費の負担割合
世帯の所得等の状況に応じて「1割」「2割」「3割」となります。資格確認書等に記載の負担割合をご確認ください。

医療費の限度額適用認定

資格確認書に限度額適用認定のための負担区分の記載を希望する方は、町民課へ申請が必要です。

▼申請不要の方

- ①マイナ保険証を利用される方
- ②負担割合が3割で住民税課税所得が690万円以上の方
- ③負担割合が2割の方
- ④負担割合が1割で住民税課税世帯の方
- ⑤現在、資格確認書に負担区分が記載されている方、または限度額適用認定証をお持ちの方(新たに郵送する資格確認書にも負担区分を記載します)

高額療養費制度の自己負担限度額が変更になります

医療機関や薬局の窓口で支払った額が、自己負担限度額を超えた場合に、その超えた金額が高額療養費として支給されます。8月1日から自己負担限度額が変更となります。変更後の自己負担限度額は、郵送された資格確認書等に同封のパンフレット、または町公式ホームページをご確認ください。



後期高齢者医療保険料の納付について

令和8年度分の納入通知書、または特別徴収額決定通知書を7月中旬に郵送します。ご自身の納付方法や保険料額等をご確認いただき、納期限内の納付をお願いします。詳しくは通知書類をご確認ください。

町民課

☎581・2121
内線111・112

ご協力くださいー! 有害鳥獣からの農作物被害防止対策

町内で、有害鳥獣による農作物被害が発生しています。被害防止のためには、次の「体」「食」「住」の3点が重要です。

体 有害鳥獣の適正な個体数管理

- ①町が寄居猟友会に委託し、有害鳥獣駆除を適年で実施しています。
- ②有害鳥獣の目撃や、農作物被害があった場合は、産業振興企業誘致課へ情報提供をお願いします。

食 有害鳥獣の餌となるものを与えない

- ①農地に収穫しない農作物を放置していませんか? 動物にとっては格好の餌になります。適正に処分しましょう。また、墓地の供え物も狙われますので適正な管理をお願いします。
- ②農地や宅地に果樹を植えている場合、熟した果実が落ちると動物を引き寄せる原因になります。収穫しない果実は適正に処分し、必要のない果樹であれば、伐採等を検討しましょう。

住 有害鳥獣が安心して生活できる環境を与えない

- ①農地周辺のやぶや草むらは、動物にとって絶好の隠れ場所です。ここに潜んで、農地や人の様子をうかがっています。鳥獣被害防止対策の重要



イノシシに荒らされた農地

なポイントは、人里近くに潜む場所を少なくすることです。やぶや草むらではできるだけ見通しをよくするよう管理しましょう。
②下草が繁茂した山林は、動物の隠れ場所になります。下刈りなど、適正に山林を管理して、動物を寄せ付けない環境をつくることが重要です。

産業振興企業誘致課

☎581・2121内線403

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です。 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

再出発を見守る社会へ!

社会を明るくする運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい地域社会を築こうとする全国的な運動です。法務省が主催し、今年で76回目を迎えます。

犯罪からの立ち直りには、彼らを見守り支える地域社会の温かい心が必要です。また、彼らが立ち直り、二度と犯罪を起こさなければ、私たちが暮らす地域も安全で安心なものになります。期間中、町では深谷地区保護司会寄居支部や寄居地区更生保護女性会を中心に街頭広報活動などを行います。皆さんで対話とふれあいの輪を広げ、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えましょう。

町福祉課

☎581・2121内線122

愛の募金にご協力ください!

寄居地区更生保護女性会(清水ふみ子会長)では、毎年「愛の募金」活動を行っています。

町内では、更生保護女性会が発会した平成12年度からこの募金に取り組み、令和7年度には、51万円のご協力をいただきました。募金は、一部を県内・町内の福祉施設へ、また、次代を担う子どもたちの健やかな成長を願い、絵本代として町内の保育所や小学校等19カ所へ寄附させていただきました。更生保護女性会は、心ならずも罪を犯した人や、非行少年に温かい手を差し伸べ、立ち直りを支援し、犯罪や非行のない明るい社会を築こうと活動しているボランティア団体です。皆さんの温かいご理解ご協力をお願いします。

町清水ふみ子さん

☎581・3331

「活用くださいー! 森林整備補助事業

町では、手入れの行き届かない森林の増加を食い止め、健全な森林づくりと林業の振興を図るため、下刈りや枝打ちなどを行った際に経費の一部を補助します。

▼対象/町内に森林を所有、または町内の森林で造林をしている方で、町税を滞納していない方

▼対象経費/森林の下刈りや枝打ち、除間伐に要する経費

※実際の経費と町基準額を比べて、低い方を補助対象経費とします。
※補助率は町基準額の10分の9以内です。

▼申請期限/11月30日(月)

▼申請手続き/申請前に産業振興企業誘致課へお問い合わせください。事前に補助対象となる森林であるかを調査します。その後、同課に備え付けてある補助金交付申請書に必要な事項を記入の上、添付書類(位置図、案内図、委託する場合は見積書の写し)と併せて申請してください。

対象事業・補助対象経費等

対象事業	対象経費	町基準額 (10アール当たり)	対象林齢
下刈り	雑草木の除去を行う事業に要する経費	20,700円	5年生以下
枝打ち	林木の枝葉の除去に要する経費	37,200円	11年生以上 30年生以下
除間伐	不用木の除去・不良木の淘汰・搬出集積に要する経費	19,500円	

※事業規模は5アール以上が対象です。
※除間伐の本数間伐率は、おおむね20%以上が対象です。
※町基準額は昨年度の金額です。今年度の金額は決まり次第、町公式ホームページに掲載します。

産業振興企業誘致課

☎581・2121内線403